

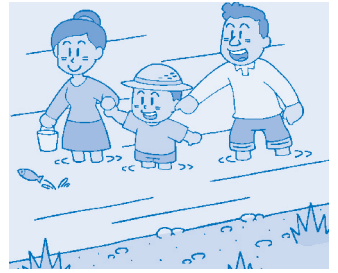
快適な街づくりへ 広がる下水道

公共下水道供用開始のお知らせ

公共下水道事業は、皆様の快適で衛生的な街づくりをめざし、下水道の整備を進めています。8月1日から新たに、野々上・東阪田・軽里・はびきの・伊賀・恵我之荘・南恵我之荘・高鷲・島泉・郡戸・河原城・学園前地区のそれぞれ一部の地域で供用開始を行います。これで供用開始区域は908haに広がり、整備率は78.2%に達しました。(処理開始区域図は下水道総務課に備え付けています)

排水設備工事(水洗化工事)は3年以内に指定工事店で

公共下水道の供用が開始され、排水設備工事ができるようになった区域を「処理区域」といいます。処理区域になると、供用開始から3年以内に排水設備工事をしていただかなければなりません。快適で衛生的な環境づくりや河川・水路の水質保全のためにも、速やかに排水設備工事を行っていただくようお願いします。既に供用開始されている区域で、排水設備工事がまだお済でない方は早期に排水設備工事を行ってください。なお、排水設備工事は、指定工事店でなければ施工することができません。指定工事店は、所定の試験に合格した



責任技術者がいる業者で、羽曳野市下水道条例や、指定工事店に関する規則に定める基準に適合しており、排水設備工事实務指針に沿った工事を行うための必要な技術を習得しております。平成24年6月現在265社(一覧表は下水道総務課に備え付けています)が指定されており工事の見積もりや市への申請手続きを皆様の代わりに行うことができます。

問合せ

下水道総務課

☎ 958-1111

(内線 2370・2390)

排水設備工事(水洗化工事)の助成制度

改造工事や切り替え工事の負担を軽減し、速やかに公共下水道に接続するための制度

* 助成制度の対象となる工事

くみ取り便所改造工事と浄化槽切り替え工事で、家屋の新築や便所の増築については対象となりません。

* 助成の方法、金額

助成制度には、補助金の交付と融資の斡旋(銀行貸付)があり両方受けることもできます。◎補助金の交付は、建物の形態や便所の処理方法や個数により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

《例：一戸建て住宅》

- ・くみ取り便所 10,000 円
- ・浄化槽 8,000 円

◎融資の斡旋は、便所の処理方法に関係なく50万円を限度とし工事にかかった費用分を斡旋します。

◎補助・融資斡旋要件

- ①市税、下水道事業受益者負担金の滞納がないこと
- ②供用開始から3年以内に工事を行うこと
- ③融資の斡旋を受けるときは、府内在住の連帯保証人があること

※詳細については、事前にお問い合わせください。

下水道使用料の改定のお知らせ

皆様には、日頃から本市下水道事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、厳しい財政状況を改善し、下水道事業の経営健全化を図るため、平成22年10月1日から3年(平成22年・23年・24年)にわたる段階的な使用料の改定が、平成21年12月議会で可決され、今年は3年目の使用料改定となります。皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【一般用】 下水道使用料(2カ月分) 新旧使用料表(消費税抜き)

使用水量 (汚水排除量)	基本料金	超過料金(1㎡につき)						
	16㎡	17㎡~ 20㎡	21㎡~ 40㎡	41㎡~ 80㎡	81㎡~ 200㎡	201㎡~ 1,000㎡	1,001㎡~ 2,000㎡	2,001㎡~
H23年10月1日より(現行)	1,298円	88円	106円	135円	177円	218円	247円	253円
H24年10月1日より	1,396円	95円	114円	146円	190円	234円	266円	273円

【一般用】 水量別下水道使用料(2カ月分) 新旧比較(消費税込み)

使用水量(汚水排除量)	16㎡まで	20㎡	40㎡	60㎡	80㎡	100㎡
H23年10月1日より(現行)	1,362円	1,732円	3,958円	6,793円	9,628円	13,345円
H24年10月1日より	1,465円	1,864円	4,258円	7,324円	10,390円	14,380円

問合せ

下水道総務課

☎ 958-1111

(内線 2360・2361)

平成24年10月1日より、
下水道使用料を改定します。
ご理解とご協力をお願いします。

○水量(汚水排除量)の決め方

- 水道水を使用する場合
水道水の使用水量を汚水排除量とします。
- 水道水以外(井戸水など)を使用する場合
利用状況などにより市が別途認定し水道水の使用水量と合算します。